

(その1)

【 令和 3年分 】

収 支 報 告 書

※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

ふりがな	じゅうみんしゅとうあきたけんぎたあきたし・ぐんだいさんしゅ
1 政治団体の名称	自由民主党秋田県北秋田市・郡第三支部
2 主たる事務所の所在地	〒018-4301 北秋田市米内沢字上強瀬53-2
3 代表者の氏名	近藤 健一郎
4 会計責任者の氏名	檜岡 武彦
収支報告書作成 担当者の氏名	岩本 勝則
電話連絡先	0186-66-2165

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万 円以上のパーティを開催した場合)	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 秋田県内	<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
(※以下は、「有」の場合のみ記載)
公職の種類 (現・候) _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 (現・候) _____

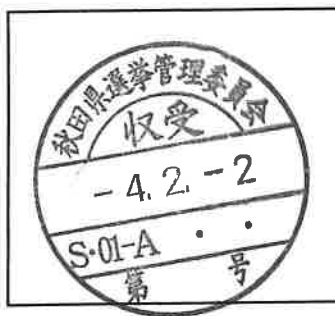
資金管理団体の指定の期間
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

※選管受付印



収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円	
収入総額	A=B+C				2,733,497	←
(前年からの繰越額)	B				63,497	←前年の「翌年への繰越額」と一致
(本年の収入額)	C				2,670,000	←
支出総額	D				2,676,620	←
翌年への繰越額	E=A-D				56,877	←

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				0
員数(党費又は会費を納入した実人数)				0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備 考
(ア) 個人からの寄附	600,000	(※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)	0	(※資金管理団体のみ)
(イ) 法人その他の団体からの寄附	770,000	(※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政治団体からの寄附	0	(※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1,370,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		(※その8に内訳を記載)
イ 政党匿名寄附		(※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)	1,370,000	

政党(支部)以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は(その5)に計上すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党秋田県支部第二選挙区支部	十億 百万 500,000 ^円	3. 9. 3	能代市中和1-16-2	
自由民主党秋田県支部連合会	500,000	3. 2. 5	秋田市山王4-6-12	
自由民主党秋田県支部連合会	300,000	3. 10. 6	秋田市山王4-6-12	
この頁の小計	1,300,000			
合計	1,300,000			

すべての交付金収入につき、本部又は支部ごとに名寄せして小計を記載するほか、頁ごとに小計を、最終ページに合計額を記載する。

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
近藤 馨子	十億 百万 千 円 600,000	3. 9. 30	北秋田市米内沢字東川向129	会社役員		
この頁の小計	600,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
その他の寄附						
合計	600,000					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
弘志会	十億 百万 千 円 120,000	3. 3. 19	秋田市八橋三和町18-15	佐藤 林蔵		
一般社団法人 秋田県解体工事業協会県北支部	50,000	3. 6. 10	北秋田市米内沢字桐木岱304-3	滝口 隆男		
一般社団法人 秋田県解体工事業協会	300,000	3. 6. 4	秋田市旭北栄町1-49 GOWINビル4階C号	小野 雅俊		
幸喜会	300,000	3. 9. 1	北秋田市米内沢字桐木岱304-3	金田 徹		
この頁の小計	770,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
その他の寄附						
合計	770,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考
		うち本部又は支部に供与した 交付金(会費等)に係る支出 (再掲)
(1) 支出の総括表		
1 経 常 経 費	十億 百万 千 円 375,000	
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費	140,196	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	581,424	
(4) 事 務 所 費	504,129	
小 計 (A)	1,600,749	
2 政 治 活 動 費	807,731	
(1) 組 織 活 動 費		
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	268,140	(ア～エの計)を記載
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣 伝 事 業 費	268,140	
ウ 政治資金パーティー開催事業 費		
エ その他の事業費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計 (B)	1,075,871	
合 計 (A+B)	2,676,620	「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金等に係る支出は、 (その16)本部・支部間の交付金支出の内訳と対応する。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (行事費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	147,772				
合計	147,772				

1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付）
 ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (交通費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	52,050				
合計	52,050				

1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付）
 ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (交際費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	607,909				
合計	607,909				

1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付）
 ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 (ポスター作成費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	76,000				
合計	76,000				

1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付)
 ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (広報板作成費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
広報板作成費	十億 百万 千 円 52,140	3. 4. 15	吉田商事(株)	北秋田市小又字森合1	
広報板作成費	73,000	3. 4. 15	小塚木工所	北秋田市小又字下川原186	
この頁の小計	125,140	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付)			
その他の支出	67,000	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
合計	192,140				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	レ	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	レ	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	レ	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	レ	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	レ	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	レ	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	レ	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	レ	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	レ	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	レ	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	レ	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	レ	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載する。

(その20)


宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 1 領収書等の写し |
| <input type="checkbox"/> | 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。) |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 / 月 28 日	
政治団体の名称	自由民主党秋田県北秋田市・郡第三支部
会計責任者の氏名	檜岡 武彦  (印)
※ 代表者の氏名	(印)

会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

※ 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。